

## 第45号議案

### 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

## 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知

識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	371,000円
2	418,100円
3	467,900円
4	533,500円
5	608,100円
6	691,900円
7	778,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて次の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

号給	基準となる職務
1	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務

4	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する極めて困難で特に重要な職務

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市の規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年 月府中市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの（第16条の2において「管理職員」という。）」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）（以下この条においてこれらを「管理職員」という。）が」と、同条例第19条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」とする。

(府中市職員の給与に関する条例の適用除外)

第6条 府中市職員の給与に関する条例第4条、第5条、第8条、第9条、第9条の3、第14条から第15条の2まで、第20条及び第20条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(府中市職員旅費支給条例の一部改正)

2 府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般職員給料表 (2)の適用を受ける職員	3級	実費	2,100	13,500	1,600	—
	1級・2級	実費	2,000	13,500	1,600	—

」

を

「

一般職員給料表 (2)の適用を受ける職員	3級	実費	2,100	13,500	1,600	—
	1級・2級	実費	2,000	13,500	1,600	—
府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年 月府中市条例第 号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員	—	実費	2,200	13,500	1,600	—

」

に改める。